

第38期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

愛知県春日井市松新町1－5
ホテルプラザ勝川 2階 さくら

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目 次

第38期定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使等についてのご案内……………	3
事業報告……………	5
連結計算書類……………	26
計算書類……………	28
監査報告……………	30
株主総会参考書類……………	37

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2681/>



株 主 各 位

証券コード 2681
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置開始日) 2026年6月5日
名古屋市中区富士見町8番8号

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役社長 遠 藤 結 蔵

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geonet.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2681/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゲオホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2681」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1－5
ホテルプラザ勝川 2階 さくら
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第38期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
 - 本定時株主総会の決議結果につきましては、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.geonet.co.jp/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

ホテルプラザ勝川 2階 さくら

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2026年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行希望您いただきますようお願いいたします。
- ⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ⑥ 議決権行使書に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知の閲覧や議決権行使がよりスマートに簡単に行えます！



招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンで
ご覧いただけます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/2681/>



議決権行使が簡単になりました！

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るだけ

当社では、スマートフォン等での議決権行使サービスを新たに導入いたしました。

議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。

※お問い合わせは

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネット
ヘルプダイヤル（年末年始を除く9:00～21:00）

フリーダイヤル **0120-768-524**

※議決権行使書用紙はイメージです。

事業報告

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した一方で、地政学リスクに伴う原材料価格の高騰や為替変動、海外の関税政策の変化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

リユース業界におきましては、物価高騰を背景とした消費者の節約志向に加え、一点物の魅力や環境負荷低減といった価値観の広がりを背景に、市場成長が継続しております。

このような環境のなか、当社グループは「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを目指し、お客様の選択可能性を広げ利便性を向上するため、インターネットを介した電子商取引の拡充の他、2nd STREETを中心としたリユース店舗の新規出店を、国内及び海外において推進し持続的成長の実現に取り組んでおります。

セカンドストリート国内事業の動向といたしましては、商品構成の中心であるリユース衣料・服飾雑貨が、通期を通じて堅調に推移いたしました。また、店舗展開においても当初計画の60店舗に対し64店舗の新規出店を前倒しで実行したことが、売上高の伸長に寄与いたしました。

セカンドストリート海外事業の動向といたしましては、当連結会計年度に新たに進出したシンガポール及び香港をはじめ直営店方式での出店により売上高を拡大いたしました。以上の結果、主に、衣料・服飾雑貨、家具・家電、等の売上高は155,250百万円(前期比17.6%増)となりました。

ゲオ事業のリユース商材動向といたしましては、家庭用ゲーム機において次世代機への需要移行に伴う本体需要の減退や、ダウンロード販売への移行が進む市場環境の影響を受けつつも、中古ソフト及び周辺機器の需要が底堅く推移いたしました。また、スマートフォンやタブレット端末等リユース通信機器商材につきましては、引き続き「GEO mobile」の出店拡大が寄与し、高水準であった前期を上回りました。以上の結果、主に、ゲーム、スマートフォン・タブレット、等のリユースの売上高は87,759百万円(前期比4.9%増)となりました。

ラグジュアリー事業の動向といたしましては、米国における関税政策の影響により、主に上期を中心に主力商材の流通が停滞いたしました。以上の結果、ラグジュアリーの売上高は57,595百万円(前期比1.1%減)となりました。

新品の動向といたしましては、新型家庭用ゲーム機本体「Nintendo Switch 2」及びトレーディングカードのヒット作が売上を牽引いたしました。以上の結果、新品の売上高は124,333百万円(前期比25.5%増)となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、内製化による広告宣伝費の抑制や、システム開発運用費、

物流費等の未消化により、営業利益の伸長が経費の増加を上回る結果となりました。

営業外収益におきましては、為替相場の変動に伴い為替差益762百万円を計上いたしました。また、特別利益として、2025年11月28日付で株式会社セカイズの株式を取得したことに伴う負ののれん発生益1,592百万円を計上した一方、特別損失におきましては、収益性の低下した店舗等の固定資産について4,277百万円の減損損失を計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は481,249百万円(前期比12.5%増)、営業利益は14,239百万円(前期比26.6%増)、経常利益は15,348百万円(前期比25.6%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は8,738百万円(前期比92.6%増)となりました。

主要商材の売上高は以下のとおりとなりました。

名 称		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前期比
リユース	衣料・服飾雑貨、家具・家電、等	155,250百万円	117.6%
	ゲーム、スマートフォン・タブレット、等	87,759百万円	104.9%
	ラグジュアリー	57,595百万円	98.9%
新品		124,333百万円	125.5%
その他		56,310百万円	103.0%
内) レンタル		25,131百万円	87.7%

(注) 当連結会計年度より、各事業の特性及び経営実態をより明確に反映させるため、名称を変更しております。従来「リユース (リユース系)」としていた区分については、「衣料・服飾雑貨、家具・家電、等」及び「ラグジュアリー」へ分割・名称変更を行い、両商材の数値については分離して記載しております。また、「リユース (メディア系)」については「ゲーム、スマートフォン・タブレット、等」へと名称を変更いたしました。

また、当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
 () 内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店			F C店・代理店			合計	
	出店数 退店数			出店数 退店数				
ゲオグループ店舗数	2,153	183	73	121	2	24	2,274	(+88)
2nd STREET(国内)	875	64	14	56	1	0	931	(+51)
2nd STREET(米国)	55	9	1	0	0	0	55	(+8)
2nd STREET(台湾)	50	11	0	0	0	0	50	(+11)
2nd STREET (マレーシア)	30	7	0	0	0	0	30	(+7)
2nd STREET(タイ)	9	5	0	0	0	0	9	(+5)
2nd STREET (シンガポール)	2	2	0	0	0	0	2	(+2)
2nd STREET(香港)	2	2	0	0	0	0	2	(+2)
GEO	963	31	34	64	0	24	1,027	(△27)
OKURA TOKYO	23	1	2	0	0	0	23	(△1)
LuckRack	45	21	3	0	0	0	45	(+18)
カプセル楽局	61	27	8	0	0	0	61	(+19)
その他	38	3	11	1	1	0	39	(△7)

- (注) 1. 屋号毎の店舗数をカウントしています。
 2. 2nd STREETは衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗（屋号：2nd STREET、Super 2nd STREET、2nd OUTDOOR、JUMBLE STORE等）をカウントしています。
 3. GEOは家庭用ゲーム・スマートフォンの買取販売、DVDレンタル等を行う店舗（屋号：GEO、GEO mobile）をカウントしています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）では、新規出店及び既存店におけるリニューアル工事などを中心に16,031百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期運転資金として金融機関より35,000百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社ゲオは、2026年1月1日付で当社子会社の株式会社ゲオクリア、同株式会社チェルシーを吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2023年3月期)	第 36 期 (2024年3月期)	第 37 期 (2025年3月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	377,300	433,848	427,669	481,249
経 常 利 益(百万円)	11,926	18,749	12,224	15,348
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	5,681	10,902	4,537	8,738
1株当たり当期純利益 (円)	135.93	275.31	114.27	219.77
純 資 産(百万円)	77,212	87,349	90,469	98,190
1株当たり純資産額 (円)	1,946.46	2,194.58	2,272.11	2,463.88
総 資 産(百万円)	201,804	231,125	252,807	295,211

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ゲ オ	30百万円	100.0%	店舗運営支援卸売業
株 式 会 社 ゲ オ ス ト ア	10百万円	100.0% (100.0%)	ゲーム・スマートフォン・家電等のリユース販売、新品ゲームの販売、DVD・CD・コミックのレンタル
株式会社セカンドストリート	10百万円	100.0% (100.0%)	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース販売
株式会社お蔵ホールディングス	10百万円	100.0%	時計、バッグ取扱専門店へのリユース卸販売
株 式 会 社 O K U R A	10百万円	100.0% (100.0%)	時計、宝石、バッグのリユース販売
株 式 会 社 v i v i O N	9百万円	100.0%	デジタルコンテンツの販売
株 式 会 社 エ イ シ ス	9百万円	100.0% (100.0%)	デジタルコンテンツの販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 上記の重要な子会社7社を含め、連結子会社は合計33社となりました。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、株式会社ティー・アンド・ジーは2026年1月27日に清算終了したことにより、重要な関連会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、SDGsの考えが社会に広がり、価格だけにとらわれないリユースへの価値観が改めて見直されるなど、リユース市場は継続成長が全世界的にも見込まれています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、お客様の消費行動を理解し、オンライン・オフラインの境目をなくした双方で、商品・サービスを自在に選択してご利用いただける“ネットワークリテラー”の体制を構築し、リユースとレンタルの循環型流通やリテールを通して、世界の方々に豊かで楽しい「日常」を届け続ける“グローバルプラットフォーマー”でなければならないという課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース市場の深耕

リユース市場の拡大の中、持続的成長のためお客様との直接接点となる多店舗展開を加速させるとともに、買取専門店・出張買取や買取ロッカーの設置といった買取インフラを拡充することで、仕入の機会ロスを低減してまいります。あわせて、販売との連動により在庫回転と流動性を極大化し、商品・棚卸資産の効率的な運用を推進することで、リユース市場におけるポジションを高めてまいります。

地域特性に合わせた新業態などの店舗開発や海外出店を含めた販売網の構築を行い、お客様にリユース商品を身近に感じて頂ける環境づくりを展開してまいります。

②収益基盤の再構築と拡充

「買う」「借りる」「売る」「場の提供」というグループの各事業が持つ機能に多種多様な商材を掛け合わせるにより、新規フォーマットを提案してまいります。

映像・音楽ソフトのレンタル市場縮小傾向が続く中、全国に約1,000店舗を有するゲオショップの店舗網を活かし、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。

寡占市場においても店舗網を展開することで顧客接点を重視したプロモーション活動等により商材の市場占有率を高め、メディア商材の最大利益化に努めます。

オフプライスストア業態やラグジュアリー事業の取組み以外にも、新たな店舗・業態の開発を行い、お客様のニーズに即した商材を提供するために、グループの有する店舗網を活かしたマーケティング活動と商材の育成・獲得を図ります。

また、新たな柱となる事業領域の獲得については、M&A手法等も有効な手段の1つとして模索してまいります。

③ITの積極活用とオンラインの強化

スマートフォン使用等オンラインでの情報認知と検索行動がますます一般化する中で、商品情報の検索性を高めることや決済方法の多様化対応により、ECサイトと店舗との併売等お客様への利便性を高め、よりシームレスな購買環境整備を物流体制及びIT・電子

商取引対応への投資を行うことにより推進強化してまいります。

④グローバルマネジメントの構築

リユース企業の世界的リーディングカンパニーを目指す上で、特に海外セカンドストリートにおいては、体制を強固にし、出店精度の向上と運営効率化を徹底することで、グローバルでの収益モデルを早期に確立してまいります。

これまで以上にグローバル情報の把握と、迅速でフレキシブルな経営判断を行い、海外企業に対する競争力を高めるマネジメント体制を構築してまいります。

海外の機能集約と分業を推進し、グループ全体を最適化する仕組み作りを構築してまいります。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境の整備、グローバル教育・資格制度の再構築をしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業	内容
セカンドストリート事業	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース、販売
ゲオ事業	DVD・CD・ゲーム・書籍・通信機器・電化製品等のレンタル、リユース、販売
ラグジュアリー事業	時計・バッグ・貴金属等古物品の販売・卸売業、オークション事業等
その他の	デジタルコンテンツの販売、卸売業等

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京本部	東京都豊島区
中部物流センター	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
セカンドストリート事業	3,348（5,617）	349（505）
ゲオ事業	1,544（3,200）	△16（121）
ラグジュアリー事業	319（10）	△1（0）
店舗運営支援部門	84（287）	0（7）
グループ経営企画・管理部門	641（95）	65（3）
その他	1,313（408）	171（106）
合計	7,249（9,617）	568（742）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より事業部門の区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の区分に組み替えて比較しております。
3. セカンドストリート事業の使用人数が前連結会計年度末に比べて349名増加したのは、主として新規出店に伴い採用が増加したためであります。
4. その他の事業部門の使用人数が前連結会計年度末に比べて171名、臨時雇用者数が106名増加したのは、主としてデジタルコンテンツの販売の事業拡大に伴い採用が増加したこと、及び株式会社セカイズを連結子会社としたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
641（95）	65（3）	42.72	13.51

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	33,681百万円
株式会社三井住友銀行	28,231
株式会社三菱UFJ銀行	6,000
株式会社りそな銀行	5,050
株式会社福岡銀行	4,900
農林中央金庫	4,437
株式会社十六銀行	2,575
岐阜県信用農業協同組合連合会	2,187

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 200,000,000株

② 発行済株式の総数 39,783,552株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は65,500株増加しております。

③ 株主数 31,754名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	16,319,600株	41.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,094,200株	7.77%
常興薬品株式会社	1,782,900株	4.48%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	671,200株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079276)	600,000株	1.50%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	597,900株	1.50%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	577,507株	1.45%
遠藤結蔵	546,000株	1.37%
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	375,000株	0.94%
BBH BOSTON FOR NO MURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	367,000株	0.92%

(注) 持株比率は自己株式(81株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2009年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
700個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 70,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 67,881円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2009年8月21日から2039年8月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	700個	70,000株	1名

（注）2013年10月1日付で行った、1株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	遠 藤 結 蔵	社長執行役員
取 締 役	久 保 幸 司	専務執行役員
取 締 役	村 上 幸 正	専務執行役員 株式会社 GEO 代表取締役社長
取 締 役	今 井 則 幸	常務執行役員
取 締 役	森 田 広 史	常務執行役員 株式会社ワールドモバイル代表取締役社長
取 締 役	荻 野 恒 久	荻野公認会計士事務所 有限会社いちご総研代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員
取 締 役	安 田 加 奈	安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役
取 締 役	堀 江 容 子	堀江容子公認会計士事務所所長 santec Holdings株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 （常勤監査等委員）	笹 野 和 雄	
取 締 役 （常勤監査等委員）	吉 川 恭 史	
取 締 役 （監 査 等 委 員）	小宮山 太	小宮山公認会計士事務所
取 締 役 （監 査 等 委 員）	太 田 裕 之	全日本遊技事業協同組合連合会専務理事
取 締 役 （監 査 等 委 員）	服 部 真 也	セントラル法律事務所

- (注) 1. 取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏、太田裕之氏及び服部真也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（常勤監査等委員）笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年6月から2008年6月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであ

- ります。
4. 取締役（監査等委員）太田裕之氏は、警察庁の要職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 5. 取締役（監査等委員）服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために笹野和雄氏及び吉川恭史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 7. 当社は、取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏、太田裕之氏、及び服部真也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ① 2025年6月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役小坂雅章氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2025年6月26日開催の第37期定時株主総会において、新たに森田広史氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ③ 2025年6月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役吉川恭史氏は任期満了により退任し、同株主総会において取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
 - ④ 2025年6月26日開催の第37期定時株主総会において、新たに服部真也氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
 9. 取締役安田加奈氏は、2026年5月開催予定のスギホールディングス株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害が填補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に対し、業績指標を反映した現金報酬として、定時株主総会の承認を得られることを条件として、前連結会計年度の当期純利益の概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（1株あたりの権利行使価格を1円とする新株予約権）を付与することができるものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

株式報酬は、基本報酬の50%に相当する額を上限とします。賞与については、基本報酬に対する割合を定めず、各連結会計年度の当期純利益に対して概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

なお、報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、取締役会において毎年検討を行い、必要に応じて設定・変更するものとします。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬については、基本報酬の額、業績連動賞与の配分、株式報酬の付与数につき、代表取締役社長にその決定を委任します。ただし、代表取締役社長は、その決定にあたり、社外役員を含む任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その意見を尊重するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	159 (19)	159 (19)	－ (－)	－ (－)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	39 (13)	39 (13)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合 計 （うち社外取締役）	199 (33)	199 (33)	－ (－)	－ (－)	15 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の役員の員数は、取締役8名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）であります。上表の員数と相違しておりますのは、2025年6月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれているためであります。なお、当該退任した取締役のうち1名は、同株主総会において監査等委員である取締役に選任されているため、それぞれの区分に重複して記載しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第36期定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご決議いただいております。また、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、上記の報酬等の額の範囲内で、定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数を、年額80百万円を新株予約権1個当たりの公正価格で除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度として支給することにつき、ご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第36期定時株主総会において、年額70百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

5. 取締役会は、代表取締役社長遠藤結蔵に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員を含む任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その意見を尊重しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荻野恒久氏は、荻野公認会計士事務所を開設しております。また、有限会社いちご総研の代表取締役、税理士法人オフィスいちごの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、スギホールディングス株式会社の社外監査役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役堀江容子氏は、堀江容子公認会計士事務所の所長、santec Holdings株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小宮山太氏は、小宮山公認会計士事務所を開設しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）太田裕之氏は、全日本遊技事業協同組合連合会の専務理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）服部真也氏は、セントラル法律事務所に入所しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野 恒久	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 安田 加奈	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 堀江 容子	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小宮山 太	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 太田 裕之	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 主に警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 服部 真也	2025年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92百万円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ゲオと株式会社OKURAにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
- 2) コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査等委員会に報告せしめる。
- 3) コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当子会社従業員が直接、社内通報窓口又は社外通報窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
- 2) 危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
- 2) 取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
- 3) 中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の統括管理を経営管理部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
- 2) 主要子会社（非連結子会社を除く）における取締役・監査役は当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
- 3) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
- 4) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門より月1回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

- 5) 子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
- 6) 海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会から職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。当該取締役及び使用人の人員の異動・人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。
- 2) 監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に指示した補助業務については、監査等委員会の指示のみに服する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員並びに当社子会社の監査役は、当社又は子会社に重大な影響を与える事項及び監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要な都度、当社及び当社子会社の取締役・従業員並びに当社子会社の監査役に対し、報告を求める。
- 2) 当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査等委員会の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と監査等委員会との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
- 2) 会計監査人と監査等委員会との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するeラーニング学習等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について、監査部門から社長及び監査等委員会に適宜報告しております。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスハンドブック・社内報・コンプライアンスカード・ポスター提示・eラーニング学習等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及び監査等委員会に報告されております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年2回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門及び関連部門より月1回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、主要子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会と協議の上、監査部門より兼務監査等委員会補助者を選任し、監査等委員会の補助業務を行っております。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査部門による監査報告書の社長及び監査等委員会への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査等委員会報告を適宜実施し、また各監査等委員から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査等委員会との意見交換会を1回開催し、監査部門から

監査等委員会への報告を6回行いました。また、監査等委員会と会計監査人との会合を5回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	196,393	流 動 負 債	54,899
現 金 及 び 預 金	86,656	買 掛 金	12,469
売 掛 金	18,792	1年内返済予定の長期借入金	13,421
商 品	77,062	未 払 法 人 税 等	3,109
そ の 他	14,238	賞 与 引 当 金	3,036
貸 倒 引 当 金	△357	そ の 他	22,862
固 定 資 産	98,817	固 定 負 債	142,121
有 形 固 定 資 産	64,498	社 債	12,175
建 物 及 び 構 築 物	21,486	長 期 借 入 金	93,053
土 地	7,279	リ ー ス 債 務	26,613
使 用 権 資 産	23,054	繰 延 税 金 負 債	235
そ の 他	12,677	資 産 除 去 債 務	7,941
無 形 固 定 資 産	5,447	そ の 他	2,102
投 資 そ の 他 の 資 産	28,871	負 債 合 計	197,020
敷 金 及 び 保 証 金	21,177	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	4,865	株 主 資 本	97,961
そ の 他	3,074	資 本 金	9,317
貸 倒 引 当 金	△246	資 本 剰 余 金	3,729
		利 益 剰 余 金	84,913
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	60
		その他有価証券評価差額金	52
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7
		新 株 予 約 権	47
		非 支 配 株 主 持 分	121
		純 資 産 合 計	98,190
資 産 合 計	295,211	負 債 純 資 産 合 計	295,211

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	481,249
売上原価	291,802
売上総利益	189,446
販売費及び一般管理費	175,207
営業利益	14,239
営業外収益	
受取利息及び配当金	183
為替差益	762
不動産賃貸料	1,150
受取保険金	219
その他	489
営業外費用	
支払利息	1,007
不動産賃貸費用	346
その他	343
経常利益	15,348
特別利益	
負ののれん発生益	1,592
特別損失	
減損損失	4,277
固定資産除却損	235
税金等調整前当期純利益	12,427
法人税、住民税及び事業税	4,496
法人税等調整額	△901
当期純利益	8,831
非支配株主に帰属する当期純利益	93
親会社株主に帰属する当期純利益	8,738

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	83,358	流 動 負 債	23,788
現金及び預金	34,177	関係会社短期借入金	6,503
売掛金	1,985	1年内返済予定の長期借入金	13,421
前払費用	3,316	リース債務	107
関係会社短期貸付金	33,995	未払金	2,306
その他の金	9,884	未払費用	289
固 定 資 産	75,911	未払法人税等	268
有形固定資産	11,446	預り金	156
建物	3,727	前受収益	87
工具、器具及び備品	297	賞与引当金	360
土地	7,279	その他の金	288
その他の金	141	固 定 負 債	108,633
無形固定資産	4,027	社債	12,100
ソフトウェア	2,793	長期借入金	93,053
その他の金	1,234	リース債務	477
投資その他の資産	60,437	長期預り保証金	1,155
投資有価証券	205	繰延税金負債	174
関係会社株式	12,719	その他の金	1,672
長期貸付金	1,795	負 債 合 計	132,422
関係会社長期貸付金	32,464	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	17,844	株 主 資 本	26,746
その他の金	984	資 本 金	9,317
貸倒引当金	△5,577	資 本 剰 余 金	2,925
		資本準備金	236
		その他の資本剰余金	2,689
		利 益 剰 余 金	14,504
		利益準備金	370
		その他の利益剰余金	14,133
		別途積立金	100
		繰越利益剰余金	14,033
		自 己 株 式	△0
		評価・換算差額等	54
		その他有価証券評価差額金	54
		新株予約権	47
資 産 合 計	159,270	純 資 産 合 計	26,848
		負 債 純 資 産 合 計	159,270

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		27,536
営 業 費 用		16,824
営 業 利 益		10,712
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,358	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,261	
そ の 他	838	5,457
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	839	
社 債 利 息	141	
そ の 他	57	1,039
経 常 利 益		15,130
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
減 損 損 失	26	
固 定 資 産 除 却 損	210	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,618	1,855
税 引 前 当 期 純 利 益		13,276
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	687	
法 人 税 等 調 整 額	220	908
当 期 純 利 益		12,368

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 水 越 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ゲオホールディングス 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 笹 野 和 雄 ㊞

常 勤 監 査 等 委 員 吉 川 恭 史 ㊞

監 査 等 委 員 小宮山 太 ㊞
(社外監査等委員)

監 査 等 委 員 太 田 裕 之 ㊞
(社外監査等委員)

監 査 等 委 員 服 部 真 也 ㊞
(社外監査等委員)

(注) 監査等委員小宮山太、太田裕之及び服部真也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第38期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は676,319,007円となります。
なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当17円を含め、合計34円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社は1986年に創業し、ビデオレンタル店から始まった当社のビジネスは、時代の移り変わりとともにリユースを中核とする方向へ舵を切りました。世に出てきた価値あるものを、循環させ、再分配することで、人々の暮らしの豊かさを追求してゆくビジネスです。英語では中古のことを「second-hand」といいます。これからリユースにおけるグローバルでのトップランナーを目指す決意を込め、創業40周年の節目を迎える2026年に商号変更を行うものであります。現状と今後の展望を踏まえ、当社が推進する事業の方向性と合致した商号に変更することで、一層の企業価値向上に努めていきます。
- (2)上記記載の商号変更を行うため、現行定款の第1条を変更いたします。
なお、第1条の変更につきましては、附則により、2026年10月1日にその効力を生じるものとし、その効力発生をもって当該附則を定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、 <u>株式会社ゲオホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>G E O H O L D I N G S C O R P O R A T I O N</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>株式会社セカンドリテイリング</u> と称し、英文では、 <u>2 n d R E T A I L I N G C o . , L t d .</u> と表示する。
第2条～第37条 (条文省略)	第2条～第37条 (現行どおり)
附 則	附 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(新 設)	第2条 <u>定款第1条の変更は、2026年10月1日付をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本附則第2条を削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 再任	えん どう ゆう ぞう 遠 藤 結 蔵 (1978年1月21日)	2000年11月 株式会社ゲオ（現当社）入社 2004年 6 月 当社取締役社長室副室長 2011年11月 当社代表取締役社長 2013年 4 月 当社代表取締役社長兼執行役員 2019年 4 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	546,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2 再任	く ぼ こう じ 久 保 幸 司 (1971年11月20日)	1995年10月 株式会社フォー・ユー（現当社）入社 2010年 5 月 株式会社セカンドストリート（現当社） 代表取締役社長 2013年 4 月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役兼執行役員 2018年 4 月 当社常務取締役兼執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ） 取締役 2024年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）	—
	取締役候補者とした理由 当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、海外事業部門を管掌する等、豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきました。また、近年はセカンドストリーの海外展開を牽引し、今後更なるリユースの深耕、及び海外事業の拡大、推進を進める中で、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3 再任	むら かみ ゆき まさ 村 上 幸 正 (1968年11月3日)	1989年 4 月 株式会社スターリング入社 1993年 6 月 宮寺克和税理士事務所入所 1997年 6 月 株式会社ノザークインターナショナル入社 1998年 3 月 株式会社スターネット入社 2002年 9 月 株式会社インデックス入社 2004年11月 同社取締役 2007年11月 同社常務取締役 2013年11月 株式会社アトラス常務取締役 2016年 8 月 株式会社ゲオホールディングス入社（当社） 2018年 4 月 当社執行役員 2019年 4 月 当社上席執行役員 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 2025年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任） 2025年 6 月 株式会社ゲオ代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオ代表取締役社長	7,500株
	取締役候補者とした理由 他社での経理・財務の責任者としての豊富な経験と、国際金融に関する幅広い見識を有し、当社グループ全体の金融、経理（会計）、財務、管理等の部門を管掌し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
4 再任	いま い のり ゆき 今 井 則 幸 (1968年11月17日)	1990年 8 月 株式会社ゲオミルダ（現当社）入社 2004年 3 月 株式会社ゲオグローバル（現当社） 代表取締役社長 2005年 4 月 株式会社ゲオエブリ（現当社） 代表取締役社長 2011年11月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役兼執行役員 2018年 4 月 当社常務取締役兼執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任） 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ） 取締役	300株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	もり た ひろ ふみ 森 田 広 史 (1968年5月18日)	1989年3月 株式会社エスポ（現東和エンタープライズ株式会社）入社 2001年7月 株式会社ゲオ（現当社）入社 2010年4月 当社九州沖縄ブロック次長 2013年10月 当社メディア店舗運営部部長 2015年4月 当社モバイル運営部ゼネラルマネージャー 2017年4月 当社執行役員 2017年5月 株式会社ワールドモバイル代表取締役社長（現任） 2018年4月 株式会社ゲオ取締役 2019年4月 当社上席執行役員 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役 2025年6月 当社取締役常務執行役員（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ワールドモバイル代表取締役社長	4,100株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、モバイル事業の責任者を務め、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきました。また、近年はモバイル事業の拡大と躍進に貢献してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
6 再任	おぎ の つね ひさ 荻 野 恒 久 (1963年4月17日)	1988年9月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年9月 公認会計士三宅会計事務所入所 1997年8月 荻野公認会計士事務所開設（現任） 2000年6月 有限会社コンサルティングボックス（現有限会社いちご総研）代表取締役（現任） 2011年10月 当社社外取締役（現任） 2019年10月 税理士法人オフィスいちご代表社員（現任） [重要な兼職の状況] 荻野公認会計士事務所 有限会社いちご総研代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員	500株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
7 再任	やす だ か な 安 田 加 奈 (1969年4月10日)	1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年3月 税理士登録 2009年9月 シンポ株式会社社外監査役 2010年5月 スギホールディングス株式会社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 中央発條株式会社社外取締役（現任） 2020年6月 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年9月 株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8 再任	ほりえようこ 堀江容子 (1986年12月22日)	2009年4月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2011年4月 公認会計士登録 2024年1月 堀江容子公認会計士事務所設立 同所所長（現任） 2024年3月 税理士登録 2024年6月 santec Holdings株式会社社外取締役 （監査等委員）（現任） 2024年6月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 堀江容子公認会計士事務所所長 santec Holdings株式会社社外取締役（監査等委員）	500株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての海外駐在を含む経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が14年9ヶ月、安田加奈氏が10年、堀江容子氏が2年となります。
4. 当社は、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 安田加奈氏が中央発條株式会社の社外取締役として在任中でありました2025年2月、同社は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（現・中小受託取引適正化法）違反があったとして勧告を受けました。同氏は、日頃から同社の取締役会において法令順守や内部統制システムの強化を含むガバナンス体制の強化等について提言しておりました。また、当該事実認識後は、再発防止策等について助言を行うなど、その職責を果たされました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役5名のうち3名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	ささの 野 かず お 雄 (1948年3月21日)	1971年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行 1987年4月 同行東京資金部次長 1996年7月 株式会社グオ（現当社）出向財務部長 1997年6月 当社常務取締役財務部長 2008年6月 当社常勤監査役 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	40,000株
		監査等委員である取締役候補者とした理由 金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社入社以来、財務部長、常務取締役を、2008年6月から当社常勤監査役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	
2 再任	こ み や ま ふ と し 小 宮 山 太 (1959年7月11日)	1984年10月 会計士補登録、アーサーヤング（現アンスト・アンド・ヤング）公認会計士共同事務所入所 1989年4月 公認会計士登録 1991年7月 小宮山公認会計士事務所開設（2002年9月閉鎖） 1994年2月 税理士登録 2002年9月 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設 2011年10月 当社社外取締役 2013年6月 当社監査役 2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年10月 小宮山公認会計士事務所開設（現任） [重要な兼職の状況] 小宮山公認会計士事務所	—
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての経験及び幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、助言が期待できることから監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	おおたひろゆきの 太田裕之 (1956年9月4日)	1979年4月 警察庁入庁 2001年1月 沖縄県警察本部長 2002年8月 警察庁中部管区警察局長 2003年8月 同庁警察大学校警察政策研究センター所長 2005年8月 同庁刑事局刑事企画課長 2007年8月 兵庫県警察本部長 2009年4月 警察庁警察大学校特別捜査幹部研修所長 2010年1月 内閣府大臣官房審議官 2012年5月 警察庁東北管区警察局長 2013年6月 同庁警察大学校長 2014年6月 東海旅客鉄道株式会社常勤監査役 2019年6月 当社社外監査役 2019年7月 全日本遊技事業協同組合連合会専務理事(現任) 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 全日本遊技事業協同組合連合会専務理事	—
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、助言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、小宮山太氏及び太田裕之氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(小宮山太氏は社外取締役及び監査役、太田裕之氏は社外監査役)であったことがあります。
3. 小宮山太氏及び太田裕之氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小宮山太氏が合計3年8ヶ月(過去に社外取締役であった期間を含みます。)、太田裕之氏が2年となります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小宮山太氏及び太田裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

ご参考 本総会終結後の各役員のスキル・マトリックス

本総会において各取締役候補者が選任された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏 名		性 別		専 門 性								
			男	女	経営	営業	財務	I T	労務	法務	国際	コン	サス
取締役	えんどう ゆうぞう 遠藤 結蔵		○		●	●	●	●					●
	く ぼ こうじ 久保 幸司		○		●	●		●			●		●
	むらかみ ゆきまさ 村上 幸正		○		●		●				●		●
	いま い のりゆき 今井 則幸		○		●	●		●	●				●
	もり た ひろふみ 森田 広史		○			●		●			●		●
	おぎ の つねひさ 荻野 恒久	社外 独立	○		●		●			●			●
	やす だ か な 安田 加奈	社外 独立		○			●			●			●
	ほり え ようこ 堀江 容子	社外 独立		○			●				●		●
取締役 (監査等委員)	ささ の かずお 笹野 和雄		○		●		●						●
	よしかわ やすし 吉川 恭史		○		●	●			●	●		●	●
	こ み やま ふとし 小宮山 太	社外 独立	○		●		●						●
	おお た ひろゆき 太田 裕之	社外 独立	○							●		●	●
	はっとり しん や 服部 真也	社外 独立	○						●	●		●	●

経営：企業経営 営業：営業・マーケティング 財務：財務・M&A I T：I T・デジタル
労務：労務・人事・人材開発 法務：法務・リスクマネジメント 国際：グローバル経験 コン：コンプライアンス
サス：サステナビリティ推進

以上

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。